

## 資料4

環境基本計画推進本部会議資料  
令和7年10月

### 「新宿区エコライフ推進員」の改選に向けた募集方法の見直しについて

令和8年4月1日からの第12期「新宿区エコライフ推進員」（以下「推進員」という。）の改選に向け、下記のとおり募集方法を見直す。

#### 記

#### 1 募集方法の見直し

##### （1）内容

地域推薦（各地区町会連合会長からの推薦）による募集は行わない。

【見直し前】 公募 + 地域推薦

【見直し後】 公募のみ

##### （2）理由

地域推薦にかかる町会の負担軽減を図るため。

※ 今期推進員の募集時（令和5年度）に、複数の町会から、「推進員を推薦する負担が大きい」や、「推薦できるなり手がない」といったご意見を頂戴した。

##### （3）必要な手続き

「新宿区エコライフ推進員の活動に関する要綱」の改正

##### （4）その他

応募者の利便性向上を図るため、新たにLogoフォームでの応募受付も行う。

#### 2 募集スケジュール

令和7年12月15日～ 募集（公募）開始

令和8年 1月30日 募集（公募）締切

2月～ 選考会（定員40名を上回った場合のみ）

4月 委嘱式

#### 3 参考（「新宿区エコライフ推進員」概要）

##### （1）設置根拠

新宿区環境基本条例 第23条第1項

##### （2）人数（令和7年10月1日現在）

全19人（定員：40人）

##### （3）役割

自らエコライフを実践するとともに、地域においてその普及のための活動を行う。

## 新宿区エコライフ推進員の活動に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新宿区環境基本条例（平成8年新宿区条例第13号）第23条で定める新宿区エコライフ推進員（以下、「推進員」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (活動)

第2条 推進員は、今日の環境問題の多くが日常生活や事業活動と密接な関係にあることを認識し、環境の保全、環境への負荷の低減等に配慮した暮らしを実践するとともに、新宿区立環境学習情報センターと連携及び協働を図り、その活動を地域に広げていくことを目的として、次の活動を行う。

- (1) エコライフの実践に関すること。
- (2) エコライフの普及啓発活動に関すること。
- (3) 前各号のほか、エコライフの推進に関すること。

### (構成)

第3条 推進員は40人程度とし、地域推薦及び公募によるものとする。

二 応募者が、第一項の人数を著しく超えた場合は、公募による応募者の中から選考会によって推進員を決定する。選考員は、環境清掃部長、環境清掃部環境対策課長、環境清掃部ごみ減量リサイクル課長の3名とする。

### (委嘱)

第4条 推進員は、次の要件を満たす者に対し、区長が委嘱する。

- (1) 区内に在住、在勤又は、在学すること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) 第2条に掲げる活動を遂行できること。

二 前項の要件を欠いた場合、区長は委嘱を取り消すことができる。

### (任期)

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、別途任期を定めることができる。

### (活動謝礼)

第6条 推進員には、活動謝礼を支払うものとする。

二 活動謝礼の支払いに関する詳細は、別途基準を定める。

### (協議会)

第7条 推進員の活動等を円滑に推進するため、推進員によって構成される新宿区エコライフ推進協議会を置く。

### (守秘義務)

第8条 委員は、活動において知り得た個人のプライバシーについて、第三者に漏らしてはならない。

### (庶務)

第9条 推進員及び協議会の庶務は、環境清掃部環境対策課が担当する。

### (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 1 日）

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日）

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。